

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年5月19日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 干山 善幸

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 那覇空港エプロン監視用 I T V 装置移設工事外 3 件実施設計  
(電子入札対象案件)
- (2) 業務場所 那覇空港事務所 沖縄県那覇市安次嶺 5 3 1 - 3  
福岡空港事務所 福岡県福岡市博多区上臼井字屋敷 2 9 5  
松山空港事務所 愛媛県松山市南吉田町
- (3) 業務内容 那覇空港において、エプロン監視用 I T V 装置の移設、増設及びケーブル移設を行うため、福岡空港においてエプロン監視用 I T V 装置の移設を行うため、松山空港においてエプロン監視用 I T V 装置の更新及び増設を行うために必要な設計を行うものである。
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から平成30年3月23日まで
- (5) 本業務は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

### 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪航空局の平成29・30年度一般（指名）競争参加有資格者のうち「その他の業種」「A等級」又は「B等級」の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）  
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示（平成29年10月3日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書及び資料の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 平成14年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記の要件を満たす業務の実績を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。）

#### ① 業務実績

航空管制運航情報業務機器、航空管制業務機器、航空保安無線施設のいずれかの設置

又は更新工事の設計業務

なお、当該実績が国土交通省の発注した上記業務の業務実績の場合においては、業務成績評定の評定点が60点未満のものは除く。

- (6) 配置予定の管理技術者は平成14年4月1日以降に完了した上記(5)に掲げる業務に管理技術者又は担当技術者として従事した経験を有する者であること。
- (7) 大阪航空局が発注した設計業務で、平成27年4月1日以降に完了した業務の業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が60点以上であること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する(建設)業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (10) 競争入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。(基準に該当する者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は再生手続き存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

### 3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒540-8559 大阪府中央区大手前4丁目1番76号

大阪合同庁舎第4号館 15階 大阪航空局 総務部 契約課 契約係

電話 06-6949-6206 (直通)

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成29年5月19日から平成29年5月29日まで

交付場所 (1) 担当部局

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

なお、担当部局以外で入札説明書の交付を希望する場合は、担当部局に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

また、電子データによる配布も行う。電子データによる受取を希望す

るものは、その旨を担当部局へFAXで連絡すること。その際に、FAXには業者名、社名、担当者名及び送付先メールアドレスを記載すること。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

① 電子調達システムにより参加をする者は、平成29年5月29日までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。

② 紙入札方式による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

ただし、提出場所へ持参又は郵送(郵送は書留郵便に限る。提出期限内必着)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着)によることとする。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法及び入札執行回数

入札書は、電子調達システムにより平成29年6月15日午前9時から午後5時までに提出すること。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得たうえで、開札日時に上記3(1)あて持参すること。(郵送又は託送による提出は不可。)

開札日時は、平成29年6月16日 午前10時、大阪航空局13階 入札室にて行う。

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>  
上記(1)の担当部局と同様。

#### 4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、上記2(2)に

掲げる資格の認定を受けていなければならない。  
(9) 詳細は入札説明書による。